部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第232号
令和７年７月４日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

取調べにおける供述調書への通訳人の署名押印の廃止に伴う運用について（通達乙）

犯罪捜査規範の一部を改正する規則（令和７年国家公安委員会規則第12号）が、令和７年７月１日から施行され、取調べにおける供述調書への通訳人の署名押印が不要になったことに伴い、通訳人の特定を下記のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、本件は高知地方検察庁と協議済みである。

記

１　通訳人の特定

通訳人の特定は、

通訳文書の名称、作成年月日、作成者、供述者、通訳人及び文書の特定に必要な事項

を記載した捜査報告書によって行うこととし、送致（付）、追送致（付）又は関係書類追送ごとに１通作成するものとする。

捜査報告書に記載すべき「通訳文書」は、基本的に供述調書を想定しているが、通訳人を特定する必要があるその他の文書について捜査報告書に記載することを妨げるものではない。

なお、必要に応じて別記第１号様式（１関係）の「通訳文書作成状況一覧表」を用いることとし、その際には備考欄に文書の特定に必要な事項を記載して捜査報告書に添付すること。

２　通訳人運用管理簿による運用状況の把握

通訳人を介した捜査を実施した場合、担当する捜査員は、捜査開始前に、捜査主任官に対して、捜査予定日時、通訳人氏名、捜査事項等を連絡すること。

連絡を受けた捜査主任官は、速やかに第２号様式（２関係）の「通訳人運用管理簿」に、必要事項を記載して、通訳人の運用状況を把握すること。

３　捜査主任官による点検

捜査主任官は、上記１で作成される捜査報告書と通訳人運用管理簿の記載内容を確認して、通訳人等に誤りがないか確実に点検すること。

別記
第１号様式（１関係）

通訳文書作成一覧表

通訳文書の名称	作成年月日	作成者	供述者	通訳人	備考

第２号様式（２関係）

通訳人運用管理簿

事件名					
事件					
番号	捜査予定日時	通訳人氏名	捜査事項	連絡者	記入者
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				
	年　月　日 時　分～時　分				

※本様式は、事件毎に作成し、捜査主任官が記載すること。